

2008年の米国繊維業界の通商政策

09/06/30

2009年6月30日

2008年の米国繊維業界の通商政策

米国・NCTO（National Council of Textile Industries：米国紡織製造業者協会）は、2008年の活動報告を明らかにした。その内容は合計16項目、通商分野、産業分野など様々な分野に及ぶ。米国の繊維業界は、従来から保護主義的な政策が中心であったが、2008年は、年後半のリーマンショックに端を発した世界的な金融危機や、アジアからの製品輸入の急増にともなう米国紡織産業の縮小傾向、大統領選挙キャンペーンなども絡み、保護主義的な動きがさらに加速することとなった。

7,500万ドルの綿紡織工場に対する再投資プログラム

NCTOは下院議員とともに、7,500万ドルの綿紡織企業向け設備改良のための再投資ファンドプログラム立案に向け活動した。このプログラムは、2008年農業法のひとつとして成立した。NCTOは本法の実行に当たって紡織企業のニーズが反映されるよう政府に働きかけた。

オバマ大統領による繊維産業支援

10月24日、オバマ上院議員（当時）はNCTOへの返信書簡で米国繊維産業の通商政策への支援を表明した。この中には、a.対中数量規制撤廃後（2008年末）の中国からの輸入モニタリング、b. Berry Amendment（国防製品の素材調達に国産品を義務付ける法）への支持、c. FTAなど各種貿易協定の中で、繊維分野の原産地規則は「ヤーンフォワード」を支持、d.税関管理の強化、などについて、NCTOへの支持を発表した。NCTOはオバマ候補の大統領選挙キャンペーン中に、通商政策に関する見解を受け取った唯一の団体となった。

バングラデシュ、カンボジアからの無税輸入を阻止

NCTOはアフリカの繊維団体や繊維族議員、黒人族議員らと共同で、バングラデシュやカンボジアからの衣類輸入について、無税輸入を認めるという法案の通過を阻止した。

Berry Amendment法の対象を米国国土安全保障省分野に拡大

NCTOは、Larry Kissell議員らとともに、繊維関連品目に関するBerry Amendment法の対象を米国国土安全保障省の分野へ拡大するよう働きかけた。この、いわゆるKissell Amendmentは2009年1月28日、下院を通過した。

中国の補助金措置をWTOに提訴

2008年12月、米通商代表部は、中国がブランド振興の名目で実質的な補助金を供与しているなど繊維・同関連産業を含む10あまりの産業において輸出補助金を供与しているとしてWTOに提訴した。NCTOはこれらの中国の補助金措置がWTOに違反していると考えている。

アンデス通商法（Andean Trade Bill）の通過

NCTOは、議員らとともにアンデス通商法の2年延長法の通過を働きかけた。今回の通過によって、米国製の糸、織物を使用したアンデス地域産の衣類への無税措置が延長された。

TextilePACへの出資拡大

2008年、NCTOの会員企業によるTextilePAC活性化資金は7.7万ドルに拡大した。こうしたTextilePACへの出資によって、NCTOスタッフは、議会の繊維族議員、民主党保守派議員連合（Blue Dog Coalition）等との関係を構築、強化することができた。

中国へのセーフガード法の立案

NCTOは、対中繊維特別セーフガードの期限切れ後の対応として、輸入モニタリングシステム、特別貿易救済措置の適用、貿易救済措置のための特別基準の制定など3方面の戦略を立案した。

Hill to the Millキャンペーン

NCTOはHill to the Millキャンペーンを実施、7人の議員を9の会員企業の紡織工場に招待し、繊維製造業の重要性を議員に認識してもらうと同時に、通商政策や予算措置が紡織企業にどのように影響を与えるかを示した。

税関手続きの強化

NCTOは米国国土安全保障省の予算の中から繊維分野専用に税関の手続き強化のため、900万ドルの予算を確保した。

エネルギーセミナーの実施

NCTOは、会員企業を対象に省エネセミナーを開催、2008年後半のエネルギー価格の急上昇の影響、企業の対応策など価値のある説明を受けた。

繊維品輸出促進プログラムの推進

NCTOは、通関手続きの厳格化や、輸入衣類に使用されている糸や生地が米国産であれば、無税を認めることで、米国産の糸、生地の輸出促進につながるプログラムを推進した。

Berry Amendment法支持のための新しい連携

NCTOは、Berry Amendment法に基づく国防総省の調達問題へ共同で対応するため、繊維業界団体との連携に参加した。

米繊維業界に損害を与えるショートサプライ条項の停止

NCTOは、CAFTA（中米自由貿易協定）における繊維品のショートサプライ条項（域内で調達が困難な品目に関する特例措置）の拡大を阻止、中国製生地の使用される可能性がある製品の米国への輸入拡大を阻止した。

従業員自由選択法案に反対

NCTOは、南東部の繊維生産州において、従業員自由選択法案（Employee Free Choice Act：EFCA）導入への反対活動を行った。この法案は、組合結成を容易にし、労使協約が締結されなければ政府が法的拘束力のある仲裁を実施するという労働者寄りの規定である。

レーヨンへの100%の報復関税に反対

NCTOは、米国がEUに対して課していたレーヨンに対する100%の報復関税（WTO違反にもかかわらず、EUが狂牛病を理由に米国産牛肉の輸入を禁じた措置への報復措置）に反対した結果、米国政府は本案を撤回した。

（担当：業務調査グループ 鍵山）

海外速報No.826 / 2009年6月30日